

平成26年4月21日

## 建設工事の前金払制度の改正について

建設企業の円滑な資金供給の確保のため、また公共工事の適正な施工確保と地域経済の活性化に資するため、本市の前金払制度を改正します。

記

### 1. 改正概要

【前金払の限度額について】

〔改正前〕 契約金額の10分の3に相当する金額

〔改正後〕 契約金額の10分の4に相当する金額

※ただし対象となる工事は、1件の請負金額が500万円以上のものとし、その上限は1億円とする。

### 2. 適用時期

改正後の前金払制度は、平成26年4月1日以降に、公告または指名通知するものから適用する。

なお、同日前に締結した契約の前払金については、従前のおりとする。